

申請受付期間延長

宿泊施設事業継続緊急支援事業補助金 2次募集の御案内

京都府内の宿泊事業者が実施する「感染拡大防止」の取り組み等に対して、引き続き必要な経費の一部を補助します。

対象事業者、補助上限額などの詳細は京都府観光連盟ホームページでご確認ください。

補助金額 (補助率1/2)

15 ~ 500万円

- ※1 補助対象経費が30万円を超える事業が対象
- ※2 2次募集に申請した方で、1次募集の交付決定額が施設規模による補助額の上限に達していない場合は、その差額の範囲で2次募集に変更交付申請できます。

感染拡大防止等支援事業

(R2.5.14~R4.1.31の取組が対象)

例えば...



感染対策消耗品等の
新規・追加購入



換気設備の導入



感染対策を
目的とした清掃



キャッシュレス・非接触
システム機器の導入

申請受付期間: 10月7日(木) ~ ~~11月5日(金)~~ (消印有効)
~ 12月10日(金) (消印有効)

対象宿泊施設: 京都府内の宿泊施設 (ホテル、旅館、簡易宿所、下宿)

※ 国・地方公共団体が所有又は経営する宿泊施設は対象外です。

※ 1次募集に申請した方で、1次募集の交付決定額が施設規模による補助額の上限に達していない場合は、その差額の範囲で2次募集に変更交付申請できます。

問い合わせ先

TEL 0570-550-781
{ 9:30~17:00 (土日祝日除く) }

事務局: 京都府宿泊施設事業継続緊急支援事業補助金事務局
実施主体: 公益社団法人京都府観光連盟

※裏面にも詳細あり

宿泊施設事業継続緊急支援事業補助金

①感染拡大防止等支援事業

(補助率1/2以内 R2.5.14~R4.1.31の取組が対象)

※交付済の府補助事業等に係る事業者負担分も対象となります

※宿泊施設の規模に応じた補助限度額があります(以下参照)

※1次募集に申請した方が2次募集に申請される場合は、以下の取組を追加的に行う場合が対象となります。

・感染拡大予防ガイドライン等に対応するために実施する取組

宴会場や脱衣所等への換気扇の設置、空気清浄機能付エアコンの導入、抗菌壁紙への変更や共有スペースの抗ウイルス施工、サーモグラフィーの導入、専門家による感染症対策の検証、感染防止のための消耗品購入等

・「新しい生活様式」に基づくサービスを提供するためのコンテンツ開発

感染防止に配慮した宿泊プランや少人数での体験企画などの開発、プロモーション経費、広報のためのホームページ改修等

・新たな需要に対応するための施設改修、システム導入等の前向きな取組

バリアフリー施工、非接触チェックインシステムの導入、テレワークやワーケーション対応のための通信環境の整備等

<宿泊施設の規模に応じた補助限度額>

宿泊施設の客室数及び収容人数に応じた補助限度額の区分のうち、補助限度額が高い区分の額を上限とします。

【1施設あたりの客室数別】

客室数	補助限度額
1室～9室	500千円
10室～29室	1,000千円
30室～49室	3,000千円
50室～	5,000千円

【1施設あたりの収容人数別】

収容人数	補助限度額
1人～29人	500千円
30人～89人	1,000千円
90人～129人	3,000千円
130人～	5,000千円

(例) 客室数が25室で、収容人数が100人の宿泊施設の場合の補助上限額は、

客室数→補助限度額 1,000千円 収容人数→補助限度額 3,000千円

よって補助限度額は、3,000千円となります。

1次募集の感染拡大防止等支援事業で、2,000千円利用された場合は、残りの1,000千円について、2次募集で変更交付申請可能となります。

交付要領、申請様式は京都府観光連盟
ホームページでご確認いただけます。

検索 京都府観光連盟